

芸 術

1 全般的事項

問1 今回の改訂で芸術科が目指すものは何か。

今回の改訂で芸術科の目標は「芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う」と示された。「豊かな情操を養う」は、芸術科の総括的な目標であり、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てること、感性を高めること、芸術の諸能力を伸ばすこと、芸術文化についての理解を深めることが総合的に作用し合って、豊かな情操を育むことである。芸術科は、このことによって、教育の普遍的、最終的な目的である、望ましい人格の完成を目指すものである。

問2 「芸術文化についての理解を深め」るために求められる視点は何か。

今回の改訂では芸術科の目標に「芸術文化についての理解を深め」ることが新たに加えられた。我が国の芸術文化に対する理解を深め、愛着を持つとともに、我が国及び諸外国の芸術文化を尊重する態度の育成を重視することは、本来、芸術科の重要なねらいであり、今回の改訂では、このことを目標の中に規定し、芸術科の性格を一層明確にした。また、各科目についても、文化の理解に関する目標を示すとともに、例えば、我が国の伝統的な歌唱及び和楽器の指導を重視したり、我が国の美術文化、工芸や書の伝統と文化に関する鑑賞指導を充実したりするなど、我が国の伝統的な芸術文化の取扱いを一層重視していくことが求められている。

問3 授業における著作物等の取扱いなど、知的財産権等について配慮すべき点は何か。

生徒が創意工夫を重ねて生み出した作品にはかけがえのない価値があり、それらを尊重し合う態度を育成することが重要である。併せて著作権などの知的財産権に触れ、作者の権利を尊重し、侵害しないことについて指導することも必要である。

絵画、雑誌の写真を用いて模写やコラージュをしたり、他人の詩文や和歌や俳句などを素材として書で表現するなどの場合は、原則として著作権者の了解が必要である。ただし、授業で利用する場合は例外とされ、一定の条件を満たせば著作権者の了解を得る必要がない。もっとも、他人の著作物を活用した生徒作品をホームページなどへ掲載したり、コンクールへ出品したりすることは、無断で行うことはできないと考えられる。

生徒の作品も有名な作家の作品も、創造された作品は同等に尊重されるものであることや、著作権などの知的財産権は、文化・社会の発展を維持する上で重要な役割を担っていることを理解させるようにする。

2 音楽Ⅰ・音楽Ⅱ・音楽Ⅲ

問1 「音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受する」とは、具体的にはどういうことか。また、そのことによってどのような能力を伸ばしていくことが求められているか。

今回の改訂で、音楽Ⅰにおいては「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」及び「B鑑賞」のそれぞれに「音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受」することが共通に位置付けられた。「音楽を形づくっている要素」とは、音色、リズム、速度、旋律、テクスチュア、強弱、形式、構成などを指し、「知覚」とは、聴覚を中心とした感覚器官を通して音や音楽を判別し、意識することである。一方、「感受」とは、音や音楽の特質や雰囲気などを感じ、受け入れることである。例えば「この旋律はやさしく語りかけてくるようだ」と感じた場合、「旋律」という要素を知覚し、「やさしく語りかけてくるようだ」と感受したこととなる。

本来、知覚と感受は一体的な関係にあると言えるが、指導に当たっては、どのような要素を知覚したのかということと、その要素の働きによってどのような特質や雰囲気を感じたのかということと、それぞれ確認し両者を結び付けていくことが重要である。例えば、「(2)器楽」において、祭囃子を演奏する場合、笛、鉦、太鼓の音色に着目し、各楽器の演奏を様々に試しながら響きの変化を知覚し、それらの働きによって生み出される独特の雰囲気などを感受することによってふさわしい表現を工夫することが考えられる。

このように、音や音楽を知覚・感受して、思考・判断し表現する過程を大切に、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばしていくことが求められている。

問2 鑑賞領域において「楽曲や演奏について根拠をもって批評する活動」を取り入れる際の留意点は何か。

音楽Ⅰ・Ⅱ・Ⅲにおいて、「B鑑賞」の中で「楽曲や演奏について根拠を持って批評する活動を取り入れる」ことが明記された。音楽のよさや美しさなどについて、言葉で表現し他者に伝えることが芸術科音楽における批評である。根拠を持って批評することは創造的な行為であり、それは、漠然と感想を述べたり単なる感想文を書いたりすることとは異なる活動である。また、批評する活動を取り入れることは、結果として、音楽のよさや美しさなどの味わいを深め、鑑賞の学習が充実することになる。根拠を持って批評する活動を効果的に行うためには、以下の点に留意する必要がある。

- (1) 音楽を形づくっている要素や構造などを客観的な理由としてあげながら、それらと曲想のかかわりや、楽曲や演奏に対する自分なりの評価などを表すことができるようにすること。
- (2) 自分にとっての楽曲や演奏の価値を表すことができるよう、音楽を形づくっている要素の知覚とそれらの働きを感受することを関連付ける学習を意図的に行うこ

と。

- (3) 他教科における学習なども含めて、これまで身に付けてきた諸能力や、生活の中で経験してきたことなどを批評の中に生かしていくこと。
- (4) 自分の批評が他者に理解されるために、音楽に関する言葉を適切に用いて伝えられるようにすること。
- (5) 生徒同士でそれぞれの批評を論じ合わせるなど、楽曲や演奏をより深く、多面的にとらえて鑑賞できるよう指導方法を工夫すること。
- (6) 批評活動は、鑑賞指導全体の質を深めていくために行うものであり、この活動自体が最終目標にならないように、効果的に取り扱うこと。

3 美術Ⅰ・美術Ⅱ・美術Ⅲ

問1 「A表現」における内容の取扱いにおいて留意する事項は何か。

「A表現」の基本的な構成は、現行と同様である。「A表現」の題材の設定については、生徒の希望や特性に配慮しつつ、表現の基礎的な能力・態度を養う観点から、選択的な取扱いができるようにしている。特に、「(3)映像メディア表現」において、現行は「伝達」のための表現の能力の育成に重点を置いて示しているが、今回の改訂では、「伝達」だけでなく、「感じ取ったことや考えたこと」などを基にした表現と、目的や機能などを考えた表現の両方を位置付けている。

このことを踏まえて、「A表現」の内容を選択して扱う場合は、次の点に留意し、感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現と、目的や機能などを考えた表現の調和を図る必要があるとしている。

- ① 「(1)絵画・彫刻」は、絵画と彫刻のどちらか一方を選択して取り扱うことができること。
- ② 「(2)デザイン」と「(3)映像メディア表現」については、(3)において目的や機能などを考えた表現を取り扱う場合、「(2)デザイン」といづれか一方を選択して扱うことができること。

これを図に表すと次のようになる。

「A表現」の指導計画の作成例

例	(1)絵画・彫刻 (感じ取ったこと)		(2)デザイン (目的や機能)	(3)映像メディア表現	
	絵画	彫刻		(感じ取ったこと)	(目的や機能)
1	○		○		
2		○	○		
3	○				○
4		○			○

この「指導計画の作成例」1～4を上回って題材を設定することは可能である。指導

に当たっては、学校の実態等を踏まえ、生徒の希望に柔軟に対応して選択の幅を広げるなど、指導を工夫することが求められる。

問2 「B鑑賞」の内容の取扱いにおいて留意する事項は何か。

今回の改訂で、「美術Ⅰ」の「B鑑賞」は、主体的、積極的に作品などからよさや美しさを感じ取り、批評し合うなどして幅の広い見方を獲得するとともに、日本の美術の特質や、日本及び諸外国の美術文化についての理解を深めることを重視している。

指導計画の作成に当たっては、「A表現」と「B鑑賞」との関連を考慮し、学習のねらいに応じて、それぞれを関連させて扱ったり、独立した鑑賞の時間を設けたりするなど指導の効果を高める工夫と、鑑賞に充てる時数の適切かつ十分な確保が必要である。

また、鑑賞において造形的な視点を豊かにもって対象をとらえるために、言葉で考えさせ整理することも重要であり、指導に当たっては、生徒が個性を尊重し合いながら、美術作品や互いの作品について批評し合い討論する機会を設け、自他の見方や感じ方の相違などを理解し、見方や感じ方を広げ、作品に対する理解を深めるようにしていくことが必要であり、その際、鑑賞レポートを作成するなどの学習も充実させていくことが大切である。

「美術Ⅱ」では、現行は表現領域の各分野と鑑賞領域のいずれかを選択して学習することとしているが、表現領域のいずれか一つ以上の分野と鑑賞領域を学習するように改められ、「B鑑賞」では、根拠を示して批評し合うことを通して、直感的に感じたことを整理し、自己の見方や感じ方を身に付けることにより、他者からも新たな見方などを学ぶことができ、多様な視点から作品のよさや美しさを感じ取り、理解する鑑賞の能力が育成されることになる。

「美術Ⅲ」の「B鑑賞」では、「美術Ⅰ」、「美術Ⅱ」と同様に、日本の美術も重視して扱うとともに、アジアの文化遺産についても扱い、日本の美術との相違や共通性、文化の伝播などの多様な視点から、作品や美術文化の理解を深めることも大切である。

4 工芸Ⅰ・工芸Ⅱ・工芸Ⅲ

問1 今回の改訂にかかわり、内容の取扱いについて留意すべき点は何か。

すべての科目に共通する事項として、内容の「A表現」は、現行の「(1)工芸制作」と「(2)プロダクト制作」から、「(1)身近な生活と工芸」と「(2)社会と工芸」の二つの分野に改められた。「(1)身近な生活と工芸」は、自己の身近な生活に目を向け、自己の思いなどから発想し、制作する人の視点に立って創意工夫して表現する能力の育成をねらいとしており、「(2)社会と工芸」は、使用する人や場などを考え発想し、社会的な視点に立って創意工夫して表現する能力の育成をねらいとしている。

また、「B鑑賞」の指導については、「A表現」との関連を図りつつ、「適切かつ十分な授業時数を配当するもの」としており、工芸作品や文化財などに表れている表現の特

質や、その背景となっている伝統と文化、アジアなどの諸外国の工芸に対する理解を深めるとともに、工芸作品や互いの作品について批評し合い討論する活動を取り入れるようにすることが大切である。

なお、「工芸Ⅰ」では、現行では、「A表現」について、生徒の特性や学校や地域の実態を考慮して、二分野のうち、いずれかを選択して扱うことができるとしているが、どちらも扱うこととされた。

さらに、「工芸Ⅱ」では、現行では、「A表現」の二つの分野と「B鑑賞」から、一つ以上を選択して扱うことができるとしているが、「A表現」のいずれか一つ以上の分野と「B鑑賞」を扱うこととされた。また、「工芸Ⅲ」については、現行と同様に、内容の「A表現」の二つの分野と「B鑑賞」から、一つ以上を選択して学習することとしている。

5 書道Ⅰ・書道Ⅱ・書道Ⅲ

問1 中学校国語科の書写との関連を図るためには、どのようなことに留意すべきか。

「書道Ⅰ」の目標では、中学校国語科の書写からの接続と芸術科の目標を踏まえ、現行の「感性を豊かにし、書写能力を高め」を「感性を高め、書写能力の向上を図り」に改められた。「書写能力の向上を図り」とは、「書道Ⅰ」の学習内容が中学校国語科の書写を基礎として成り立っていることを示している。書写が言語として機能性の上に立っているのに対して、書道は芸術としての表現性の上に立っており、また書写は、正しく整えて書くことが美の一つの基本的な在り方であるのに対して、書道は、それを基盤にしながらもさらに芸術としての多彩な美へと発展していくものである。このため、中学校国語科の書写と高等学校芸術科書道への内容の一貫性を図り、中学校国語科の書写を基礎とした指導は主に「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」を中心に行うこととしている。

「(1)漢字仮名交じりの書」の指導に当たっては、中学校国語科の書写と高等学校芸術科書道との関連性を踏まえるとともに、書を生活に生かす態度の育成を図るための基本的な分野であることに変わりがないことに留意することが大切である。

「(2)漢字の書」の指導に当たっては、中学校国語科の書写との接続に配慮して、取り扱う書体は、楷書及び行書とし、生徒の特性等を考慮し、草書、隸書及び篆書を加えることもできることとなっている。古典に基づく基本的な点画や線質の表し方を理解させることや、その用筆・運筆の技法の習得させることについては、楷書と行書の点画の書き方の基本的な内容は、小・中学校国語科の書写において学習してきていることを踏まえ、高等学校においては、その理解と表現方法を一層確かなものとすると同時に、さらに、多様な表現の育成に向け、運筆・用筆の技法の基礎・基本を確実に習得させるよう、順序立てて計画的に指導することが必要である。なお、用筆・運筆の指導では、一つの点画（横画、縦画など）を三つの部分に分けて、小・中学校国語の書写においては「始筆・送筆・終筆」としているが、高等学校の芸術科書道においては「起筆・送筆・

収筆」という考え方で指導することが一般的であることに留意する。

「(3)仮名の書」の指導に当たっては、芸術科書道で学習する「仮名の書」は、平安時代の仮名の書を基盤としていることから、小・中学校国語科の書写で学習した仮名と字形や線質に大きな違いがあるため、仮名の書の古典によって、字形や線質の特性を理解させることが必要である。

扱う書体等については、「(1)漢字仮名交じりの書」では、中学校国語科の書写を受けて、漢字の楷書及び行書、仮名は平仮名及び片仮名を扱うことし、「(2)漢字の書」では、楷書及び行書とし、生徒の特性等によって草書、隷書及び篆書を加えることもできるとしている。現行は「平易な隷書を加えることができる」となっているが、草書及び篆書も加えることができるようになった。楷書、行書、草書、隷書及び篆書の五つの書体の学習は総合的に書に対する理解を深めるために必要であるが、この場合の草書、隷書及び篆書の指導は、楷書や行書に優先するものではなく、基礎的な楷書及び行書の学習を充実させることが大切である。

また、中学校国語科の書写との関連を十分に考慮し、中学校国語科の書写で学習した書写能力をさらに高めることが必要である。日常生活における実用的な書として生活に生かすという観点も大切であることから、硬筆についても内容Aの各分野で取り上げるよう配慮することが必要である。

問2 言語活動の充実を図るために、書道ではどのような点に留意したらよいか。

書は言葉（文字）を書くことを通して成立する表現活動であり、書道教育全体が言語活動の充実と深くかかわっている。書道教育の表現活動の基盤である古典の臨書は、単に技術の習得のみにとどまらず、そこに表現された美を感じ取ったり、筆者の個性や思想等に迫っていくことでもあり、臨書活動は言語活動の育成の一環として位置付けられる。

漢字仮名交じりの書については、書こうとする素材の選定において、生徒にとって心に響く言葉を素材とし、試行錯誤しながら表現を工夫していくような指導が重要である。言葉の選定の場面において、教師が指導方法を工夫することにより、書道教育は言語活動の充実が大きくかかわってくる。

「B鑑賞」に関しては、作品について互いに批評し合う活動を取り入れることについて充実を図る必要がある。生徒一人一人が創意工夫を重ねて生み出した作品の価値を認め合い、それについて感じたことを言葉にし批評し合ったり、批評文を書いたりする活動を積極的に取り入れていくことが大切である。また、古典等の鑑賞活動においては、当時の時代背景、作者の生涯や思想等を書風と関連付けて鑑賞文を作成したり、グループで協力しながら、一つの見解をまとめ上げて発表し合う活動なども考えられる。指導に当たっては、他の生徒の見方や鑑賞内容などを聞くなどして、自然とその書のよさや美しさが分かるように指導の工夫や改善が必要である。

また、このような言語活動をするに当たり、国語科の教員と連携を深めたり、学校図書館を活用することも大切である。